

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な生活資金の特例貸付に関するご案内

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち以下の資金について、特例貸付を実施しています。（貸付には審査があります。）

**今般、国の方針により、下記のとおり申請の受付期間が延長されることが決まりました。**

- 緊急小口資金、総合支援資金（初回）・・・令和4年3月末まで
- 総合支援資金（再貸付）・・・・・・・・・・令和3年12月末まで

お申し込みには、印鑑、住民票（世帯全員分）、身分証明書（運転免許証写、健康保険証写等）の他に、給与の減収や失業したことがわかる資料が必要となりますので、まずは、お電話にてご相談ください。

☎092-572-7700